

東商品支発第17号
平成25年3月25日

東京商工会議所中小企業委員会
委員長 石井卓爾様

東京商工会議所品川支部
会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会委員長
武田健三

品川支部 平成26年度中小企業施策に関する要望

20年以上にわたるデフレ状態が継続してきた日本の経済成長のためには、内需・外需を問わず「需要拡大」の政策目標が必要不可欠です。日本経済に占める中小企業の割合は企業数で99.7%、従業員数で66.9%を占めています。経済市場の苗床、雇用機会の源泉、地域経済の活性化における中小企業の役割や重要性に鑑みて、中小企業の成長を後押しする政策が必要であります。さらに、厳しいグローバル競争に打ち勝つためには、政府の規制や関与を最小限に止め、自由競争を活発にさせるとともに、生産性向上やイノベーションに努力している中小企業を後押しするような政策が求められております。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

1. 経済成長戦略の早期実施

～早期のデフレ脱却と日本経済再生を～

昨年12月の衆議院総選挙で自由民主党中心の政権に交代した後、急速に、円安・株高が進み、一筋の光が見えております。また、現政権では経済対策を第一の政策に掲げております。経済再生のためには経済成長戦略を早期に実施し、日本経済の体力を回復させることが不可欠であります。また、中小企業の生産額は日本のGDPの60%・雇用者の70%を占めており、技術革新や、雇用創出等の経営改善に取り組む中小企業への直接、間接的な支援が有効であることは明白であります。このような認識に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ① 具体的かつ的を絞った成長戦略の策定と早期実施
- ② 成長を阻害するような規制の徹底した緩和・撤廃（会社経営の自由度の向上）
- ③ 民間企業（例：ベンチャー企業、新分野進出企業等）への投資を促進する施策の実施（税制上の優遇など）
- ④ 乗数効果が高く、効率的な公共投資の早期実施
- ⑤ 技術革新、販路開拓、雇用維持などに力を入れる中小企業への重点的支援
- ⑥ 製造業の国内回帰、国内で健闘している製造業への支援を目的とした特区の創設（特殊技能を有した企業等に対する税制優遇・情報やエネルギーインフラ整備など）

2. 徹底した行財政改革の実施

～景気上昇の時期が行財政改革のタイミング～

日本の債務残高は対GDP比で200%を超え、財政再建の推進が喫緊の課題であります。公的部門の過度の肥大化が、国の生産性を押し下げ、税や社会保障の負担を増す結果、成長を担う企業の活動を狭めることにつながります。

現在は円安・株高に加え、日本銀行も物価上昇率を2%に設定するなど、景気回復・デフレ脱却への道筋が見えつつあります。今後景気が回復した際、税収の増加が見込めますが、こうした時こそ行財政改革のタイミングであります。つきましては、徹底した行財政改革による予算の組み替えによる増税路線の修正、社会保障関連経費の抑制する観点から以下のとおり要望いたします。

- ① 特別会計・特定財源の見直しによる財源抛出
- ② 国会議員・都区議会議員の定数削減、歳費・人件費削減（予算ベースで30%減）
- ③ 独立行政法人の整理統合による歳出削減
- ④ 社会保障関連支出（医療費、生活保護支出など）の抑制

- ⑤ 農業関係予算の大胆な見直し（バラマキ補助金の廃止、次世代型農業《例：大規模農園、IT等を駆使した農業など》への支援に特化など）

3. 中小企業の生産性向上を目指した雇用・労働政策の拡充

ここ数年、最低賃金が大幅に上昇傾向にあり、さらに、有期労働契約に関する規制強化がなされております。さらに、本年の4月に改正高年齢者雇用安定法が施行されます。こうした一連の動きは、ただでさえ厳しい経営を強いられている中小企業を更に苦しめるものであります。

本来、労働契約は事業主と労働者の双方が納得して契約するものであり、法律による一律の規制とは相容れないものであります。また、日本よりも柔軟な労働法制を採用している欧米やアジア諸国を相手にグローバル競争を生き残るには、円滑な労働力の移動が不可欠であります。世界各国を見ても、雇用に関する規制が厳しければ、新規雇用に消極的になることは明らかであります。

従って、雇用拡大・経済発展を目指すため、まず全雇用者の7割を雇用する中小企業こそ、自主的なモラルで雇用の下支えをしている貴重な存在であるという現状に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ① 「雇用の判断は自由」という原則に基づく雇用・労働政策（普通解雇・整理解雇の要件の緩和、有期労働契約規制の緩和など）の実行
- ② 高年齢者継続雇用の要件緩和（企業側の選択権を広げること）

4. 中小企業の取引の公正化

～消費税の価格転嫁問題は商工会議所自らが模範となること～

下請法においては「下請取引の公正化・下請事業者の利益保護」を目的としておりますが、現実として下請企業に対する不公正な取引事例（原価無視の価格引下げ要求、契約締結後の取引条件変更、下請代金支払遅延、不当廉売など）が報告されております。法律や制度による取り締まり強化と同時に、公正な取引引きができる環境づくり・モラル育成も不可欠であります。

また法制審議会の部会で民法の改正に向けた審議を行っております。グローバル経済に対応し、中小企業の権利を保護することで、円滑な経済活動を後押しすることが必要であります。

つきましては、こうした認識に立ち特に以下の点を要望いたします

- ① 東京商工会議所会員企業自ら規範となる取引の適正化（行動憲章の制定、会員企業への周知、下請取引適正化の啓発など）
- ② 大手事業者による不公正な取引引きに対する取り締まりの強化
- ③ 契約交渉における不当破棄条項での契約ルール、解釈ルールの明確化
- ④ 連帯保証人制度における保証人保護（第三者連帯保証の恒久的な要求禁止）

5. 中小企業金融の強化

本年3月に金融円滑化法が終了します。モラルハザードの観点からも再生の見込みのない企業に関して、ある程度の負の影響はやむを得ないとしても、その影響が拡大すれば、景気回復・経済再生にブレーキがかかることが予想されます。また、融資を受ける際に要求される経営者の個人保証や第三者の連帯保証人は、経営者や連帯保証人の再起の可能性を著しく阻害する恐れがあり、第三者の連帯保証は性質上相保証のような弊害も生まれますので、早急に是正が求められます。つきましては、中小企業金融の大幅な強化を図るため、以下について要望します。

- ① 金融円滑化法終了後において、経営改善・事業再生計画実現に取り組む企業への金融支援の継続・拡充
- ② 金融機関からの借入に際し、第三者連帯保証の恒久的な要求禁止
- ③ 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）について、日本政策金融公庫の普通融資とは別枠の与信限度として取り扱う等、運用の柔軟化
- ④ 連鎖倒産防止への対策強化

6. 若年者に対する職業教育・就労のための人格教育の拡充

中小企業において長年培われた技能・技術・ノウハウを次世代に伝えることは、日本経済活力強化のためには不可欠であります。伝えるべき若年者の確保・育成に苦慮している中小企業は少なくありません。ここ数年の若年層の就職難問題がある一方、中小企業の求人が確保できないというミスマッチの問題があり、おかしな状況と言えます。この問題を解決するには、小学生・中学生の職業体験等による早いうちから健全な職業観を育成するとともに、「汗をかいて働くこと、手に職を持つことは善いこと」といった就労のための人格教育が不可欠であります。ついては、中小企業における人材確保・育成、若年者の職業教育の拡充、ひいては中小企業が培った技能・技術・ノウハウの次世代への継承ため、以下について要望いたします。

- ① 学校教育における職業観を重視したカリキュラムの実施・拡充、産業構造に見合った高等学校の再編成
- ② 個々の生徒特性・実情に則した進路指導の強化（就職、専門学校・職業高校進学への積極的な進路指導など）
- ③ 日本版デュアルシステム、インターンシップ制度等における訓練生受入、小中学生の職場体験を実施した企業に対するインセンティブ（税制優遇措置の拡充など）の充実
- ④ 若年就労者に対する技能検定取得への補助制度の拡充

7. 電力政策・エネルギー政策の見直し

原子力発電所の稼働停止等により電力の安定供給への懸念があり、今後も電力料金の値上げへの懸念が払しょくできず、コスト上昇による中小企業経営への影響や日本経済再生への大きな障害になることが懸念されております。つきましては、中小企業再生、日本経済成長の観点から以下のとおり要望いたします。

- ① P P S（特定規模電気事業者）の供給電力範囲の拡大や、事業者参入促進による電力分野における自由競争の促進
- ② 企業の節電対策の設備購入に対する税制優遇措置
- ③ 非常用発電装置の常用運転（ピークカット等）の規制緩和
- ④ 節電に対応した金融支援（低金利融資の拡充など）

8. 首都圏における震災対策の見直し、強化

昨年4月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、木造密集地域や狭あい道路を抱える品川区の被害想定は厳しい予測結果が出ております。また、首都高速道路等の重要インフラは高度経済成長期に建設されたものが多く、経年劣化や塩害等が顕著になっております。地域企業の早期復旧、事業継続は地域社会にとっても大変有益であり、その経済活動を根本から支える災害への備えを十分にするために、下記のとおり要望いたします。

- ① 地方自治体における防災対策の強化（主要幹線等沿線部不燃化事業の早期達成、42条2項道路の早急な見直し《特区を用いた私権の制限等》など）
- ② 高度成長期に建設されたインフラ（首都高速道路、国道・都道、鉄道など）の早期改修
- ③ 耐震診断の実施、耐震診断実施事業所への助成、耐震補強への支援拡充（耐震診断や耐震補強を行った事業所への助成制度、融資制度の拡充、耐震診断のルールの強化《重要事項説明への義務化等》）
- ④ 企業情報システムのBCP対策への支援
 - ・データセンター利用、クラウド活用、DR（災害復旧）システム利用等、BCPで重要な企業データの保全に関する税制優遇などの支援策

9. 地域特性に配慮したまちづくりの推進

品川区は古くから運河・河川等の水辺と密着して発展しており、地域資源である水辺を活かしたまちづくりは意義があります。しかし、運河や河川における栈橋等の利用には様々な規制があり、その活用が不十分なのが現状です。

また、古くから地域社会に根づいてきた地域の祭礼、商店街・地元企業・自治会の催事がありますが、最近は新たに居住する住民から、それら行事に対す

る騒音等苦情が増加しています。

東京や日本の活力強化のためには、地域特性に配慮したまちづくりが不可欠であるとの認識に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ① 観光開発・防災を目的とした運河・河川の航行、棧橋利用における規制緩和（国、東京都）
- ② 災害時における、地域ネットワーク（神社の氏子、寺院の檀家など）の活用やその支援の検討
- ② 観光開発に必要な地域独特の街並みや景観の整備促進
- ③ マンション等を販売する事業者の顧客に対する重要事項説明において地域の催事も盛り込むこと

10. 2020年オリンピック・パラリンピック 東京招致の実現

本年9月7日に「2020年オリンピック・パラリンピック」の開催都市が決定いたします。正式立候補都市には、東京の他、イスタンブール、マドリッドがありますが、都市インフラや財政力のうえで、東京は他を圧倒しております。また、「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」の独自調査では支持率が73%に達し、招致の気運は大変高まっております。今後もあらゆる力を総動員して、招致実現に向けて活動を継続するよう要望いたします。

本運動は項目9のまちづくり、観光推進に大いにつながるものであり、より一層の理解を広める活動を要望します。

11. 中小企業の販路開拓・ネットワーク拡大への支援

昨今、品川支部の会員企業からのニーズで「販路開拓・取引拡大」が増えており、これに関する経営相談の件数も増加しております。少子高齢化の中、多くの中小企業は国内外を問わず、販路開拓が喫緊の課題となっております。また、海外への販路開拓について、中小企業は情報に乏しく、進出する際の判断材料が不足しているのが現状です。つきましては、中小企業の販路開拓につきまして、より効果的な対策を講じるよう、以下のとおり要望いたします。

- ① 国内・海外展示会出展への支援
 - ・「展示会等出展支援助成事業(東京都)」の助成上限の引き上げ、要件（売上下落要件等）の緩和、手続きの簡素化
- ② 海外特許、工業規格、安全基準の取得・維持費用の支援拡充
- ③ 進出のビジネスモデルの事例調査と開示（進出の判断支援）

以上